

あなたの固定資産が  
確認できます

縦覧期間

4月1日～5月31日  
(土・日曜日、祝日は除く)

縦覧場所

役場税務課(法勝寺庁舎内)

縦覧できる方

南部町内に資産を所有してい  
る納税義務者(代理人の場合は  
委任状が必要です。)

※縦覧する場合は、運転免許証  
などの本人確認ができるもの  
をお持ちください。

軽自動車税の減免申請を  
受け付けます

心身に障がい等がある方(本  
人)に係る軽自動車等や、構造  
がもつぱら身体障がい者等の利  
用に供するためのものである軽  
自動車等で、一定の要件に該当  
する場合は、軽自動車税が減免  
されます。

※減免の申請は毎年必要です。

申請期間

4月1日～23日  
(土・日曜日は除く)

申請場所

税務課(法勝寺庁舎内)  
町民生活課(天萬庁舎内)

心身に障がい等がある方(本  
人)に係る軽自動車等の場合

申請に必要なもの

- ① 障害者手帳
- ② 運転免許証
- ③ 車検証
- ④ 印鑑
- ⑤ 本人が運転する場合以外は自  
動車の使用目的を証明する書  
類(例/通学証明書、通院証  
明書等)

減免となる障がいの範囲

- 身体に障がいのある方/障が  
い名及び障がいの程度により  
ます。(詳しくはお問い合わせ  
ください)
- 知的障がいのある方/療育手  
帳Aをお持ちの方
- 精神障がいの方/精神障害者  
保健福祉手帳1級をお持ちの方

自動車の所有

- 本人が運転する場合は、本人が  
軽自動車の所有者であること。
- 本人以外が運転する場合は、  
本人または生計を一にする方

が所有者であること。

構造がもつぱら身体障がい者  
等の利用に供するためのもの  
である軽自動車等の場合

申請に必要なもの

- ① 車検証
  - ② 印鑑
- その他にも減免になる場合が  
あります。詳しくは税務課にお  
問い合わせください。
- 〔軽自動車税の減免申請及び固  
定資産税に関する問い合わせ  
先〕税務課 ☎66-4802

ゆうちよ銀行でも納付  
できるようになります

4月から税金などの納付がゆ  
うちよ銀行(郵便局)でもでき  
るようになります。

町内5ヶ所の郵便局はもちろ  
んですが、中国5県内のゆうち  
よ銀行で納付ができます。

今までに発行させていただ  
いた納付書では、納付書の右肩  
に△のマークが入っているものしか  
使えませんのでご注意ください。

金融機関での納付に  
ご協力をお願いします

新年度から取扱金融機関の拡  
大にともない、役場での税金や  
使用料などの取り扱いを、最小  
限に縮小させていただきたいと  
思います。

住民票、戸籍など証明発行手  
数料などは、今までどおり窓口  
で取り扱わせていただきます  
が、税金や使用料などはできる  
だけ金融機関やコンビニエンス  
ストアで納付いただきますよ  
う、ご協力をお願いいたします。

※コンビニエンスストア納付は  
税金(軽自動車税・町県民税・  
固定資産税・国保税)だけの取  
り扱いです。詳しくは納付書  
に記載してある担当課にお尋  
ねください。



鳥取県の奥深い話題満載!

県総合情報誌『とっとりNOW』97号(3月1日発行) 好評発売中!

世界に誇る日本の伝統芸能、人形浄瑠璃。かつて30座超の劇団が、鳥取県東部にも存在したが、過疎化や娯楽の多様化で徐々に衰退、今や片手で足りるほど。巻頭特集では、この現状を憂いながらも懸命に守り継ぐ人々を紹介。特集は、自然と共生しつつ、その恵みを楽しむ養蜂業に注目し、ミツバチの生態も紐解く。

■取扱場所/下記事務局、県内書店ほか ■定価/1部300円(税込)

■発行/年4回(3, 6, 9, 12月) 【問】鳥取県広報連絡協議会(県庁内) ☎0857-26-7086

